

板橋区子育て世帯訪問支援事業実施要綱

令和7年3月27日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第19号に規定する子育て世帯訪問支援事業(以下「本事業」という。)として、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、板橋区(以下「区」という。)とする。

2 区は、区長が認める事業者に対し、本事業の実施を委託できるものとする。

(対象者)

第3条 本事業の支援対象は、区内に住所を有し、児童や保護者または妊婦からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると区長が認めた、次に掲げる状態にある者を対象とする。

- (1) 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (4) その他、事業の目的に鑑みて、区長が本事業による支援が必要と認める者(支援を要するヤングケアラー等を含む。)

(支援の内容)

第4条 本事業の内容は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 家事支援(食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行、サポート等)
- (2) 育児・養育支援(育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等)
- (3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴及び相談・助言(保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。)
- (4) 地域の子育て支援施策等に関する情報提供
- (5) 支援対象者及び児童の状況・養育環境の把握及び区長への報告

(訪問支援者)

第5条 支援を行う訪問支援者は、以下のいずれの要件を満たし、本事業による支援を適切に行う能力を有する者とする。

(1) 第11条に規定する研修の内容を踏まえた区長が適当と認める研修を修了した者

(2) 次のアからウまでに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

(申請)

第6条 本事業による支援が必要な対象者（以下「利用対象者」という。）は、支援の利用及び必要に応じて利用料の免除について区長に申請しなければならない。

(決定)

第7条 区長は、前条の規定に基づく利用対象者の申請を受けたときは、利用対象者の属する世帯の状況及び児童の置かれている状況の調査を行い、支援対象者とするかについて決定する。

2 区長は、前項の規定により養育支援が必要な家庭と判断したときは、支援目標、支援内容、支援方法、スケジュール等を含む子育て世帯訪問支援事業支援計画書（以下「支援計画書」という。）を作成する。

3 区長は、前項までの規定により利用対象者として決定した場合は、利用料の免除の可否についても決定し、申請者に通知する。

(費用負担)

第8条 利用対象者が、本事業の利用に際し要する経費は、利用対象者の負担とする。

(利用料の免除)

第9条 区長は、利用対象者が次の各号のいずれかに該当する場合、利用料を免除することができるものとする。

(1) 利用対象者の属する世帯が、災害等不時の事故により生活が困難になったとき。

(2) 利用対象者として決定された日現在、利用対象者が属する世帯が生活保護受給中であるとき。

(3) 利用対象者の配偶者が、少年院その他これらに準ずる施設に収容されているとき又は監獄・労役場若しくはその他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

(4) 利用対象者として決定された日の当該年度の賦課期日現在において、利用対象者の属する世帯が非課税世帯であるとき。

(5) 利用対象者の属する世帯が板橋区就学援助費支給要綱（昭和 59 年 4 月 1 日区長決定）に基づく就学援助費を受給中であるとき。

(6) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

(7) その他、区長が必要であると認めたとき。

(事業の実施)

第 10 条 利用対象者として決定した者は、区長が別に指定する保健福祉サービス事業者（以下「事業者」という。）から、支援計画に基づく保健福祉サービス事業の提供を受ける。

2 前項の場合において、当該保健福祉サービス事業の利用時間、利用回数又は利用対象期間に限度が設けられているときであって、当該利用時間、利用回数又は利用対象期間では第 1 条に定める目的を達成できないときには、当該目的を達成するのに必要な限りにおいて、当該利用時間、利用回数又は利用対象期間を上回ることができる。

(訪問支援者への研修)

第 11 条 区長は、事業者に対し、訪問支援者に対する適切な研修を実施させるものとする。

2 事業者は、支援に従事する者に対し、次に掲げる事項についての研修を実施するものとする。この場合において、実施に当たっては、家庭訪問の同行や支援場面を想定した実技指導等を組み込む等、訪問の内容及び質の向上に努めるものとする。ただし、他の研修等の修了をもって習得できると区長が判断した部分については、省略しても差し支えないものとする。

(1) 事業の目的、内容及び支援の方法

(2) 個人情報の適切な管理、守秘義務等

(3) 救急救命講習及び事故防止に関する講習（安全チェックリストの活用、ヒヤリハット事例の検証等）
内容とするもの)

(事業の取消し)

第 12 条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を取り消すことができる。

(1) 事業の決定を受けた対象者が、利用目的に反する行為をしたとき。

(2) 事業の決定を受けた対象者が、事業者の指導に従わないとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が利用を不相当と認めたとき。

(様式)

第 13 条 この要綱の施行について、必要な様式は子ども家庭総合支援センター所長が別に定める。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子ども家庭総合支援センター所長が別に定める。

(付 則)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

- 2 禁錮の刑に処せられた者に対する第5条の規定の適用については、同条第2号ア中「拘禁刑」とあるものは、「禁錮」と読み替えるものとする。